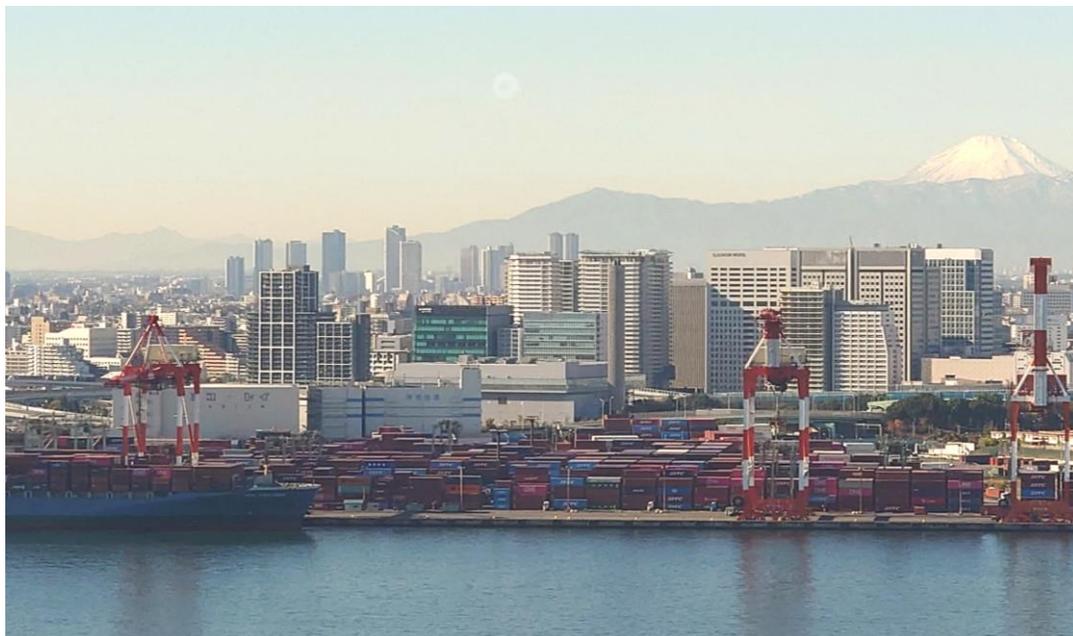


新年を迎えて

東京植物検疫協会会長 かわの たつや 河野 達也



新年明けましておめでとうございます。

日頃から当協会の運営にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。令和5年が皆様にとって実り多く幸多い年となるようお祈り申し上げます。

当協会の新年賀詞交歓会については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、残念ながら今年も中止する旨ご案内したところでした。新型コロナウイルス感染症が収束し、来年こそは何とか開催できるよう願っています。このような状況ですので本誌面にて新年の挨拶を申し上げます。

まず、昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナ侵攻が挙げられます。これにより黒海からの穀物輸出が停止したため、食品価格が高騰するなど世界的に大きな影響が発生しました。更に原油価格の高騰などを招きました。国内では原材料価格の上昇や円安の影響を受けて物価の上昇が続く中、飲食料品の多くの品目が値上げされました。このような状況の中で、また我が国を取り巻く地政学的な面からも改めて食糧の安定確保が重要である、と再認識させられました。

さて、植物検疫の分野では、昨年5月2日に公布された「植物防疫法の一部を改正する法律」が本年4月1日から施行されることとなっています。改正部分は輸出入検疫、国内検疫、国内における病害虫の防除等多岐にわたっています。その中で当協会の業務に直結する輸入検疫分野では、新たに中古農業機械が検査の対象になっております。更にこの改正に伴い「植物防疫法施行規則」や輸入植物の検査の手続き及び方法を定めた「輸入植物検疫規程」などの関

係法令について改正作業が進められている、と承知しております。

次に、本年8月5日からは、植物を輸入する場合には一部の植物を除き植物検疫証明書の添付が必要となります。証明書の添付が必要な植物にその添付がない場合には植物防疫法に基づき廃棄処分となりますので注意が必要です。当協会では輸入検査が円滑に進められるよう令和4年10月1日付け「東京植検だより」(第224号)で証明書添付に関する詳細を掲載したほか、輸入者や通関業者に注意喚起の働きかけを行い、またこれらの方々からの問い合わせに対応しています。

本年は改正植物防疫法及び関係法令等の施行により植物検疫にとって新たな年になると考えています。当協会としては関係情報を早期に把握して会員の皆様に提供するとともに、関係ご当局のご指導・ご鞭撻並びに皆様のご支援・ご協力をいただきながら、植物検疫業務がスムーズに進められるよう対応していく所存ですので本年もどうぞよろしくお願いいたします。

新年を迎えて

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課長 おむろ よしのり 尾室 義典
2023年を迎え、皆様に新年のお喜びを申し上げます。

植物防疫施策における最近の動きと所感を申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

昨年4月、平成8年の改正以来、26年ぶりの大幅な見直しとなる植物防疫法の改正法案が成立しました。

温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景として、病虫害の侵入・まん延リスクが増加している中で、化学農薬の使用に伴う環境負荷の低減が国際的に課題となっている状況も踏まえて植物防疫体制を改めて整備するとともに、農林水産物・食品の輸出の促進に伴う輸出検査ニーズの増大に的確に対応するための見直しを行っており、現在、本年4月1日の施行に向け、準備を進めているところです。

輸入検査に関しては、植物防疫官が行う検査や緊急防除のために講じる措置の対象に農機具等の物品を追加することができるよう措置するとともに、出入国旅客の携帯品に対する検査権限を強化しました。新たに輸入検査等の対象とする物品として、昨年9月30日の省令改正により中古農業機械を指定するとともに、携帯品の検査強化や罰則の引き上げについて空港等で周知を図っているところです。

これに加え、貨物を対象とした検査証明書の添付の厳格化が本年8月からスタートします。3年間の猶予期間を設けて関係国への周知と対応依頼を進めており、現在、円滑な実施に向け、輸出実績のある国等に最終的な確認を行っているところです。

大きな制度変更となりますが、現場の皆様と連絡を密に取りながら、検査の適正化に向けた取組を進めてまいります。

輸出検査については、農林水産大臣の登録を受けた者（第三者機関）が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができるよう措置しました。登録を受けるための要件や手続き等について省令で定めるため準備を進めているところであり、輸出拡大に対応しつつ円滑な検査措置ができるよう引き続き努めてまいります。

また、輸出植物検査については、昨年、刑事告発を行い、逮捕まで至る案件が生じました。我が国の植物検査制度の信頼性を損なう案件については、今後ともしっかりと対応していく所存です。

諸外国との植物検査協議については、国、地域別の輸出拡大戦略に位置づけられた国や品目について、重点的かつ戦略的に植物検査協議を進めています。昨年は、3月19日にインド向けりんごが輸出解禁されました。現在は、ベトナム向けぶどう、インド向けスギ材、米国向けさくらの切り枝、タイ向けかんきつ類、玄米、メキシコ向け精米等の検査協議を進めているところです。

以上、植物防疫課の最近の動きを紹介させていただきました。

本年は改正植物防疫法に基づく新たな制度のスタートの年であり、改正法により強化された措置をしっかりと活用しつつ、適切に植物検査、病虫害防除を実施し、農業の安定生産・発展に貢献していきたいと考えています。本年も皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新年のごあいさつ

横浜植物防疫所 所長 ^{もりた} 森田 ^{とみゆき} 富幸

令和5年の新年を迎え、新春のお慶びを申し上げます。東京植物検査協会の皆様には、日頃から植物検査事業の円滑な推進に多大なるご理解とご協力を賜り、本誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。植物防疫所では、本年も迅速かつ的確な植物検査業務を行って参る所存ですので、引き続き宜しく願いいたします。

【輸出入貨物検査実績（横浜管内）】令和4年（2022年）の横浜管内における数量ベースの輸出入貨物検査実績（速報値）は、輸入では、前年に比べて栽植用球根（77%）が減少しましたが、それ以外の栽植用植物、種子、切花、生果実、野菜、こく類、まめ類、油料・肥飼料・その他雑品、木材等は横ばいか、やや増加となっています。

輸出では、前年に比べて野菜（219%）が増加した一方、栽植用球根（52%）、こく類（84%）、嗜好香辛料・葉染料、その他食品（81%）、木材（52%）は減少、それ以外の栽植用植物、種子、切花、生果実、まめ類、油料・肥飼料・その他雑品等はほぼ横ばいでした。

【輸入検査】令和5年8月5日以降、貨物により輸入される植物への輸出国政府による検査証明書の添付義務が厳格化されます。令和2年8月以降、輸出国において検査証明書を発給する体制を整備するための準備期間（3年間）を設けているところですが、準備期間の終了まで残り7か月余りとなりました。今一度、取り扱う貨物に検査証明書の添付が必要かを御確認いただき、8月5日以降には、輸入する際に検査証明書を必ず添付するようご注意ください。

【輸出検査】輸出者からのニーズに対応するため、国際基準上、病虫害が付着しない程度まで加工されていると判断される小麦粉、赤玉土などの高度加工品は、Web会議システムを利用したリモート検査を実施しています。さらに、輸出検査予約を、24時間、365日、受け付けられるよう、横浜・川崎地区において、輸出検査予約システム（P-QUICK）を10月28日から開始しました。今後、3月までの検証期間を経て、4月からより多くの地域で導入することを考えており、輸出検査等の手続きがさらに円滑に進むよう、きめ細かく対応する考えです。

【国内検査】令和3年度は、沖縄県や九州本土でミカンコミバエ種群の誘殺事例が過去最多となりましたが、令和4年度の誘殺数は前年度に比べ減少しました。寄生果実が確認された鹿児島県や沖縄県の一部では、関係者の協力の下、防除資材の航空散布や寄主植物の廃棄等、定着に繋がらないよう初動対策を講じています。

また、北海道で発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウや長野県で発生が確認されたテンサイシストセンチュウについて、引き続き緊急防除を実施するとともに、昨年静岡県で発生が確認されたアリモドキゾウ

ムシについても緊急防除を実施すべく準備を進めているところ。以上、簡単に動向を説明いたしましたが、植物防疫所としては、令和5年4月の改正植物防疫法の施行に的確に対応するとともに、病虫害の侵入防止を第一に業務に邁進する所存ですので、関係者の皆様におかれましては一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本年が東京植物検疫協会、並びに会員各社、皆様方にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

検疫有害動植物及び輸入検疫措置

対象等の見直しについて

農林水産省は、我が国の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の国内外の発生状況等の情報が新たに得られる都度、国際ルールとの調和を図り、有害動植物のリスクに応じた輸入検疫措置を行うため、リスク分析（PRA）を行い、必要に応じて規則等の改正を行ってきた。今般、諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき、PRAを実施した結果、以下の規則改正（案）を令和4年11月15日付けでパブリック・コメントに付するためe-Govのweb上で公表した。所定の手続きを経た後、令和5年2月に改正規則の官報公示の予定。施行期日は8月1日とされている。

主な改正点は以下のとおり。

1. 輸入検疫措置の変更(規則別表1の2、2、2の2)

15種 (*Meloidogyne enterolobii* 等) の有害動植物について、対象植物又は対象地域の追加・削除、輸入検疫措置の変更等

2. 各別表に規定する検疫有害動植物の整理(規則別表1の2、2、2の2)

①規則別表1の2及び2の2に規定する有害動植物について、規定しなおす。

②規則別表2の2で対象地域と対象植物の組み合わせ毎に輸出国との二国間で合意した作業計画に基づく輸入検疫措置の実施を求めている *Anastrepha* 属のミバエ6種を規則別表2に規定しなおす。なお、本整理に伴う輸入検疫措置の変更、新たに輸入解禁される植物はない。

③②に伴い、米国フロリダ州産かんきつ類生果実等、メキシコ産かんきつ類及びマンゴウ生果実、コロンビア産イエローピタヤ生果実について、輸入禁止を定める規則別表2から除くものとして新たに別表2の付表に追加する等の改正を行う。なお、②の作業計画は「農林水産大臣が定める基準」として新たに制定される。

輸入植物検疫規程の一部を改正する告示について

植物防疫法の一部を改正する法律（令和4年法律第36号。以下「改正法」）においては輸入検疫の対象への物品の追加や輸入植物等の検査を行う場所の拡大等の措置が講じられることとなっている。このため、農林水産省は、改正法の施行に伴い、輸入検査の手続き及び方法並びに検査の結果を行う処分の基準等を定めている輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」）について所要の改正を行うとして、令和4年11月15日付けでパブリック・コメントに付するためe-Govのweb上で改正案を公表した。所定の手続きを経た後、官報公示の予定。施行期日は改正法の施行日の令和5年4月1日とされている。

主な改正点は以下のとおり。

1. 検疫指定物品ほか

有害動植物が付着するおそれがある中古農業機械が検疫指定物品として追加されたことを踏まえ、検査の数量の規定に検疫指定物品を加える。また実態を踏まえ検査証明書添付の確認を行うことを明記し、検査方法の内容を整理。

2. 輸入植物の検査場所

輸入検査の対象に検疫指定物品が加わったことに伴い、その大きさやロットによっては、輸入された港又は空港内で検査を行うことができないことが想定される。このため、特別な事由があるときは輸入された港又は空港のほか農林水産大臣が定める基準に適合する場所で検査を実施できるよう措置。

3. 検査合格の基準

合格基準の1つに書類の添付について定める改正法第6条第1項、第2項に違反していないことを明記。検疫指定物品についての合格基準を追加。輸入された植物等に輸入禁止品が混入していた場合、それを選別・除去した上で検疫有害動植物が付着していないなどの合格基準を満たすことで検査に合格できることを明記。

4. 廃棄消毒等の処分の基準

3の選別・除去された後の輸入禁止品の処分の基準を規定、土の付着や混入していた場合の処分の基準の見直しほか。

5. その他

検疫指定物品の消毒方法の基準を新設。その他改正法及び輸入検疫の実態を踏まえ規程別表について所要の改正を行う。

会員・役員の変動（令和4年12月1日～令和5年1月31日）

☆入会会員

12月1日(木)

丸

昭〔商社〕〒166-0004 杉並区阿佐ヶ谷南2-19-4-405

☎ 03 (3311) 5516

12月13日 V T E C H ジャパン(株)〔商社〕〒480-0103 愛知県丹羽郡扶桑町柏森辻田729

☎ 0587 (74) 6355

東京港輸入植物品目別統計表

(1月 - 12月累計)

品目	単位	コンテナ詰			在来船積		合計	
		本数	検査数量	不合格数量	検査数量	不合格数量	検査数量	不合格数量
栽植用植物	個	76	3,077,454	80,237	0	0	3,077,454	80,237
栽植用球根類	個	104	19,893,654	0	0	0	19,893,654	0
アマリリス	"	10	87,504	0	0	0	87,504	0
チューリップ	"	0	0	0	0	0	0	0
ユリ	"	90	17,594,750	0	0	0	17,594,750	0
栽植用種子	kg	295	2,928,950	33,161	0	0	2,928,950	33,161
草花・樹木	"	4	12,960	0	0	0	12,960	0
野菜	"	155	739,076	85	0	0	739,076	85
普通・特用作物	"	34	480,879	0	0	0	480,879	0
牧草・芝草	"	80	1,480,168	27,236	0	0	1,480,168	27,236
切花、切葉、切枝	個	2,308	344,372,246	6,747,867	0	0	344,372,246	6,747,867
アンズリューム	"	1	78,672	0	0	0	78,672	0
オンシジューム	"	164	7,156,549	321,355	0	0	7,156,549	321,355
キク	"	1,253	126,884,716	0	0	0	126,884,716	0
シダ(レザーフアン)	"	118	19,300,200	427,000	0	0	19,300,200	427,000
果実	kg	5,761	95,221,471	6,139,654	302,207,269	205,436,924	397,428,740	211,576,578
オレンジ	"	537	10,235,981	21,485	0	0	10,235,981	21,485
グレープフルーツ	"	571	11,149,575	593,284	0	0	11,149,575	593,284
タンジェロ(ミネオラ)	"	142	2,400,489	0	0	0	2,400,489	0
レモン	"	338	5,788,279	0	0	0	5,788,279	0
パインアップル	"	859	13,974,261	3,631,023	26,464,760	21,831,984	40,439,021	25,463,007
バナナ	"	964	14,898,452	1,689,738	237,112,556	183,604,940	252,011,008	185,294,678
マンゴウ	"	31	141,141	0	0	0	141,141	0
キーウイフルーツ	"	218	3,786,486	0	38,629,953	0	42,416,439	0
ブドウ	"	279	3,957,755	57,637	0	0	3,957,755	57,637
野菜	kg	13,211	270,530,674	643,758	27	0	270,530,701	643,758
カボチャ	"	420	10,133,967	513,515	0	0	10,133,967	513,515
サヤエンドウ(キヌサ)	"	11	158,078	0	0	0	158,078	0
パプリカ	"	42	424,343	0	0	0	424,343	0
メロン(ハミウリ含む)	"	33	561,344	0	0	0	561,344	0
キャベツ	"	150	4,235,557	0	0	0	4,235,557	0
セロリ	"	8	141,618	9,812	0	0	141,618	9,812
ナガネギ	"	1,539	22,263,843	0	0	0	22,263,843	0
ニンニクの芽	"	17	1,204,833	15,686	0	0	1,204,833	15,686
ハクサイ	"	0	30,000	0	0	0	30,000	0
ブロッコリー	"	130	1,397,252	50,220	0	0	1,397,252	50,220
レタス	"	268	3,104,475	10,400	0	0	3,104,475	10,400
タマネギ	"	5,247	129,615,030	26,000	0	0	129,615,030	26,000
ニンニク	"	696	12,507,938	0	0	0	12,507,938	0
アスパラガス	"	0	0	0	0	0	0	0
ゴボウ	"	274	7,406,900	0	0	0	7,406,900	0
サトイモ	"	44	960,490	0	0	0	960,490	0
ショウガ	"	418	9,470,644	0	0	0	9,470,644	0
ニンジン	"	1,179	28,545,301	0	0	0	28,545,301	0
こく類	kg	6,284	128,556,228	794,035	93,365,853	0	221,922,081	794,035
オオムギ	"	8	135,179	0	0	0	135,179	0
エンバク	"	170	3,653,550	0	0	0	3,653,550	0
コムギ	"	182	3,614,578	0	93,365,853	0	96,980,431	0
コメ	"	751	13,866,774	0	0	0	13,866,774	0
ソバ	"	292	5,810,820	0	0	0	5,810,820	0
トウモロコシ	"	304	5,535,962	0	0	0	5,535,962	0
モルト	"	4,494	94,398,564	794,035	0	0	94,398,564	794,035
まめ類	kg	10,638	212,223,764	3,891,404	0	0	212,223,764	3,891,404
エンドウ	"	57	1,188,904	0	0	0	1,188,904	0
ダイズ	"	9,764	195,157,386	3,470,404	0	0	195,157,386	3,470,404
ラッカセイ	"	532	10,892,909	400,000	0	0	10,892,909	400,000
嗜好香辛、薬染料、その他食品	kg	4,629	71,363,464	1,510	0	0	71,363,464	1,510
カカオ	"	21	221,272	0	0	0	221,272	0
コーヒー	"	89	753,298	0	0	0	753,298	0
タバコ	"	790	14,169,480	0	0	0	14,169,480	0
アーモンド	"	1,299	22,386,763	0	0	0	22,386,763	0
クリ	"	25	411,884	0	0	0	411,884	0
クルミ	"	549	9,712,741	0	0	0	9,712,741	0
ポップコーン	"	413	8,311,884	0	0	0	8,311,884	0
油料、肥飼料、その他雑品	kg	31,061	701,548,898	1,550,938	0	0	701,548,898	1,550,938
乾燥牧草(ヘイ)	"	22,606	524,654,730	67,559	0	0	524,654,730	67,559
アニマルフィード	"	22	238,927	0	0	0	238,927	0
アルファルファ(ペレット・ベレット)	"	1,741	44,021,126	0	0	0	44,021,126	0
コーンコブミール	"	31	680,293	0	0	0	680,293	0
飼料大豆カス、ベレット	"	657	15,559,823	0	0	0	15,559,823	0
ビートバルブペレット	"	717	16,955,066	1,482,960	0	0	16,955,066	1,482,960
イネワラ	"	194	2,983,437	11	0	0	2,983,437	11
ココピート	"	861	16,659,497	0	0	0	16,659,497	0
ココヤシ園芸資材	"	204	4,432,054	0	0	0	4,432,054	0
ビートモス	"	1,780	39,453,003	0	0	0	39,453,003	0
ミズゴケ	"	37	78,108	0	0	0	78,108	0
タケ	"	73	1,028,506	0	0	0	1,028,506	0
木材	m³	19	547	10	0	0	547	10
** 総合計 **	kg	71,879	1,482,373,449	13,054,460	395,573,149	205,436,924	1,877,946,598	218,491,384
	個	2,488	367,343,354	6,828,104	0	0	367,343,354	6,828,104
	m³	19	547	10	0	0	547	10

(注) 主要品目のみ掲載。携帯品、郵便物及び他港からの荷受分は含まない。